

食品安全連絡会議運営要領

（設置）

第1条 食品等の安全性の確保に関し、食品関連事業者及び関係機関との連絡調整を行うため、食品安全連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（連絡調整事項）

第2条 連絡会議は次の事項に関する連絡調整を行う。

- （1）食品に係る危機管理事案の未然防止に関すること。
- （2）食品関連事業者の情報共有体制の整備に関すること。
- （3）県内を流通する食品の安全確保に関すること。
- （4）食品関連事業者の研修に関すること。

（構成員）

第3条 連絡会議は、別表の者で構成する。

- 2 生活衛生課長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の庶務は岐阜県健康福祉部生活衛生課において行う。

（連絡会議の開催）

第4条 連絡会議は、生活衛生課長が招集する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は生活衛生課長が定める。

附則

この要領は、平成20年3月24日から施行する。

附則

この要領は、平成25年3月14日から施行する。

附則

この要領は、平成25年12月25日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月26日から施行する。

附則

この要領は、令和5年12月12日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月3日から施行する。

附則

この要領は、令和7年1月30日から施行する。

会議構成員

(公社)岐阜県食品衛生協会
(一社)岐阜県調理師連合会
岐阜県生活衛生同業組合連合会
岐阜県食品産業協会
岐阜県卸売市場連合会
大垣水産青果(株)
可茂中央市場(株)
中濃青果(株)
(有)大進フーズ
(株)飛騨高山市場
全国農業協同組合連合会 岐阜県本部
(公財)岐阜県学校給食会
(株)バローホールディングス
生活協同組合コープぎふ
イオンリテール(株)
(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
(株)コノミヤ
中部薬品(株)
(株)ユタカファーマシー
(株)三心
(株)駿河屋魚一
(株)スーパーチェン主婦の店中津川店
(株)サンマートサカイ
(株)オークワ
(株)平和堂
岐阜市
岐阜県市長会
岐阜県町村会
東海農政局
岐阜県